

石岡市外国語指導講師派遣業務【債務負担行為】仕様書

1 件名 石岡市外国語指導講師派遣業務【債務負担行為】

2 目的

国際理解・外国語教育の充実を図るため、派遣により指導力が高く母語を英語とする外国人の外国語指導講師（以下「ALT」という。）を配置することにより、生きた英語と接する機会を提供し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際感覚の養成と国際理解を推進し英語教育の充実を図ることを目的とする。

3 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

(1) 受注者の行う業務

- ア ALTの派遣
- イ 教育委員会、学校、ALTとの連絡調整
- ウ 英語教育・国際理解教育に係るレッスンプラン、教材等の企画及び提案
- エ 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等に関する情報提供、企画提案並びに支援
- オ 学校への定期的なヒアリング及びアンケート実施
- カ ALTに対する英語指導業務（業務遂行に必要な事項に係る研修等）
- キ ALTの業務遂行状況の把握・評価・監督
- ク ALTに係る学校からの要望や苦情等への対応
- ケ ALTに欠勤・遅刻等がある場合の学校及び教育委員会への事前及び事後の報告
- コ ALTの事故等トラブルが生じた際の対応
- サ ALTが学校の指揮命令に従い、学校の規則等を遵守するための適切な指導及び措置
- シ 教育委員会、学校が主催する研修会等への支援と協力
- ス 教材、教具等の作成及び提供
- セ 効果的な授業実践に関する支援及び情報提供
- ソ 労働派遣法により派遣元に義務付けられている諸手続き
- タ その他教育委員会と合意した業務

(2) ALTの行う業務

- ア 学級担任及び教科担当者等とのチームティーチング
- イ 授業内容の打ち合わせ及び準備
- ウ 教材作成の補助
- エ 学校行事や特別活動等の教育活動における児童生徒との交流及び英語コミュニケーション等の積極的な支援
- オ 英語発表会等の審査、助言及び指導
- カ パフォーマンステスト等の実施及び採点補助
- キ 教職員に対する研修支援
- ク 翻訳・通訳の支援
- ケ その他教育委員会、学校長が必要と認め、派遣元が合意する業務

4 派遣場所

派遣場所は以下の石岡市立中学校（5校）及び小学校（15校）とする。

ただし、学校の統廃合等により以下に変更が生じた場合は、就業場所を適切に変更するものとする。

学校名	住所
石岡市立石岡小学校	総社一丁目2番10号
石岡市立府中小学校	若松一丁目11番18号
石岡市立東小学校	旭台一丁目11番3号
石岡市立南小学校	南台四丁目1番1号
石岡市立杉並小学校	杉並二丁目3番1号
石岡市立園部小学校	宮ヶ崎6番地
石岡市立東成井小学校	東成井996番地
石岡市立瓦会小学校	瓦谷1135番地2
石岡市立林小学校	下林857番地1
石岡市立恋瀬小学校	小見832番地1
石岡市立葦穂小学校	小屋1054番地
石岡市立吉生小学校	吉生513番地2
石岡市立柿岡小学校	柿岡2159番地2
石岡市立小幡小学校	小幡4080番地
石岡市立小桜小学校	川又746番地
石岡市立石岡中学校	東石岡四丁目2番1号
石岡市立府中中学校	若松二丁目6番5号
石岡市立国府中学校	総社二丁目12番1号
石岡市立園部中学校	山崎1862番地
石岡市立八郷中学校	柿岡3513番地2

5 派遣人数

派遣人数は14名以上とし、休暇・欠勤等の際に振替による派遣ができる体制とする。

6 派遣授業時数等

最低派遣時数は、以下のとおりとし、訪問計画に関しては、年度当初に発注者と受注者で協議、合意の上、決定する。受業務実施日数が最低派遣時数に足りない場合は、日割計算により計算するものとする

- ①小学校3・4年：1学級1年度あたり35時間以上
- ②小学校5・6年：1学級1年度あたり70時間以上
- ③中学校1～3年：1学級1年度あたり60時間以上

7 派遣期間

派遣期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

8 契約期間

契約期間は、契約締結日の翌日から令和10年3月31日までとする。

9 就業日時

- (1) 就業日は月曜日から金曜日とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、石岡市立学校の休校日及び発注者が指定する日は配置しないものとする。但し、学校行事等の都合上、勤務日を変更する場合は、予め派遣先と派遣元が協議の上変更するものとする。派遣元はまたはA L Tの都合による場合は、派遣元は代わりのA L Tを派遣するか、他の日に振り替えて業務を実施するものとする。
- (2) 就業時間は、午前8時00分から午後5時00分の間で、1日8時間未満、週40時間未満の範囲とする。
- (3) 上記9 (1)(2)の詳細は、発注者と受注者協議・合意のうえ、別途定めるものとする。
- (4) 発注者が、上記9 (1)(2)(3)で規定した就業日時以外にA L Tの就業を要する場合は、予定された就業日時の中で振替えることができる。

10 A L Tの要件

A L Tは、次の要件を満たす者とする。

- (1) 英語を母語とする者又は受注者が同等の能力を有すると判断し、採用する者。
- (2) 英語による教育を12年以上受けている者。
- (3) コンプライアンスを意識し、A L Tとしての責務を確実に果たすことができる者。
- (4) 大学卒業程度の学力を有する者。
- (5) 英語の発問、リズム、イントネーション、発声において優秀であり、かつ現代の標準的な語学力を備え、また、文書力、文法力が優れている者。
- (6) 日本の公立小中学校のカリキュラムを理解し、英語教育・国際理解教育に対して意欲をもって誠実に取り組む者。
- (7) 児童・生徒との適切な人間関係を構築することができる者。
- (8) 業務履行が可能な健康状態にある者。(胸部レントゲンを含む定期健康診断の実施)
- (9) 適正な就労査証を所持する者。
- (10) 職務専念義務及び守秘義務が遂行できる者であること。
- (11) 心身ともに健康で、円滑な業務の遂行ができること。

11 業務実施体制の整備

受注者は、派遣業務を円滑に進めるため、次の事項を遵守する。

- (1) 業務の実施責任者を定め、本業務の趣旨に従い、受注者の責任において業務を完遂すること。
- (2) A L Tの名簿及び配置計画を作成し、発注者へ提出すること。
- (3) 受注者は、派遣業務に係る諸手続を行うこと。
- (4) 受注者は、A L Tに対し本仕様書の第3項に示すA L Tの要件に求める知識、技能、資質向上のために必要な施策を実施すること。
- (5) 受注者の都合により、担当予定A L Tの派遣業務の履行ができない場合、受注者は派遣業務期間の他の日に振替業務を実施する又は、代理のA L Tにより業務を実施する。
- (6) 受注者は不測の事態が生じ、担当A L Tを臨時に変更する場合には、直ちにその旨を発注者に報告し臨時A L Tの氏名を発注者へ通知の上、派遣業務を遂行すること。なお、臨時A L Tにおいても10のA L Tの要件をみたすものとする。
- (7) 受注者の都合により、前項による臨時担当者を配置できなかった場合、受注者は未

- 配置分の受託業務を発注者と調整のうえ、契約期間中の他の日に配置すること。
- (8) 受注者は、臨時A L Tの臨時的措置1か月を超える場合及び時は、速やかに発注者に報告を行うとともに、派遣労働者の変更等、必要な管理上の措置をとること。
 - (9) A L Tの通勤時及び勤務時間における事故については、受注者の責任において一切処理をするものとする。
 - (10) 派遣業務遂行に当たり、受注者またはA L Tの責に帰す理由により、発注者または第三者に損害を及ぼす事態になった場合は、その賠償は発注者と協議の上、受注者の責において賠償する。
 - (11) 緊急時におけるA L Tの生活サポートや問題が生じた場合に対処できる体制がいること。
 - (12) 事業所が茨城県内にあり、問題発生時等に速やかに対処できる体制が整っていること。

1.2 個人情報の保護

受注者は業務に関わる者に対して次の事項を遵守させなければならない。

- (1) 個人情報を適切に管理し、紛失、漏洩しないこと。
- (2) 個人情報を本業務の遂行以外の目的で使用したり、第三者に提供したりしないこと。

1.3 信用失墜行為の禁止

受注者及び業務従事者等は、本業務を遂行するにあたり、石岡市の信用を失墜する行為をしてはならない。

1.4 報告書の提出

受注者は、履行月の翌月10日までに、業務（一部）完了届に月次業務実績報告書を添えて提出する。月次業務実績報告書には、就業者の氏名ならびに就業場所、月日、時限、勤務概要を記入することとする。また、欠勤等が発生した場合はその旨を記載し、代行派遣日もしくは代行未派遣日数を記録するものとする。様式等について定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定する。

1.5 支払方法

契約後速やかに請求予定表（任意様式）を作成し、提出すること。

月次の完了検査終了後、適正な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

1.6 支払条件

石岡市財務規則第160条第1項により支払い。

1.7 その他

- (1) 発注者及び受注者は、労働者派遣法の趣旨に従い、労働関係法上の責任を果たすとともに、適切な教育指導と業務命令を行う。
- (2) 発注者が、派遣業務の実施状況に問題が生じていると判断した場合、受注者は調査のうえ、必要な改善を図ること。
- (3) 受注者は、A L Tの採用、研修等に係る経費、福利厚生費等、その他業務の履行に関する一切の費用を委託料に含むこと。
- (4) A L Tに交通事故等の問題が発生した場合、受注者がその対応を行う。ただし、そ

- の発生が発注者の責に帰する場合はその限りではない。
- (5) 受注者は、本仕様書の記載及び法的な枠組みに従い業務を履行する。
 - (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者において別途協議するものとする。